

タ イ ト ル	介護保険法に基づく指定事業者の指定の取消しについて
---------	---------------------------

概 要	次の事業者について監査等を実施した結果、不正の手段による指定申請の事実が認められたため、介護保険法第77条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取消すもの。
対象事業者等 及び 事業所	<p>① 事業者 合同会社 輝走 代表社員 小 畑 亮 子 所在地 東京都練馬区田柄 1-4-37</p> <p>② 事業所 アイビーケアサービス 所在地 埼玉県和光市下新倉 1-1-6 事業種別 訪問介護（指定年月日:平成31年4月1日）</p>
指定取消日	令和元年7月31日
取消理由	<p>① 不正の手段による指定 新規申請時に、勤務する予定のない者3名を訪問介護員として申請書類に記載し、基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。</p> <p>② 虚偽答弁 本市が実施した監査において、指定申請書のと通りの従業員がいたと証言したが、本市の調査により虚偽答弁であることを確認した。</p>
問い合わせ先 担 当 課	<p>課 名 長寿あんしん課 氏 名 課長 前島 祐三 電 話 048-424-9138</p>